

平成26年

9月定例会

平成25年度一般会計決算を不認定

あらまし

平成26年9月定例会は、9月3日から9月26日までの24日間の日程で開催されました。審議されたものは、専決処分報告6件、財産の無償譲渡1件、条例改正3件、工事請負契約の締結1件、平成26年度補正予算8件、人事案件2件、請願2件、議員提出議案3件、平成25年度決算15件です。人事案件、議員提出議案を除く一般議案は各常任委員会、補正予算は予算特別委員会、決算議案は決算特別委員会に付託され、審査が行われました。平成25年度一般会計決算は賛成少数で不認定に、また請願1件が多数決で不採択となりました。そのほかの議案はいずれも原案のとおり同意、可決、認定されました。また、議会の請求に基づく「道路除雪業務委託契約に係る事項」の監査委員の監査結果が報告されました。

専決処分の報告

市長専決処分の報告、和解及び損害賠償の額を定めることについて、次の6件がありました。

市道管理上の不備による車両破損3件と中学校野球部活動の打球での車両破損、公用車運転上のブロック塀破損、公用車と民間車との衝突破損によるものです。
財産の無償譲渡

北橋デザイナービスセンター虹の家（設備、物品を含む）を社会福祉法人橘風会に無償で譲渡するもので、

全員一致で可決されました。

請負契約の締結

（仮称）中郷敷島橋上部工事を、4億2778万4760円で落札したピーエス三菱・田子林業（仮称）中郷敷島橋上部工事特定建設工事共同企業体と契約を締結するもので、全員一致で可決されました。

施工延長は、135㍍、工期は平成27年12月15日です。開通は、平成28年4月の予定です。

条例改正

福祉事務所設置条例の一

部改正並びに福祉医療費の支給に関する条例の一部改

正は、いずれも母子及び寡婦福祉法の一部改正によるもので、法律名を母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正にしたもので、全員一致で可決されました。

水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、給水

人口、一日最大給水量をいずれも減少するもので、厚生労働大臣の認可があったことにより改正するもので、全員一致で可決されました。

平成26年度補正予算

一般会計補正予算は、11億5961万4000円の追加です。

歳入は国庫支出金、県支出金、繰越金、市債などの増額です。

平成25年度決算

一般会計の単年度収支は2億5619万3536円で特別会計を合わせた総決算額は、単年度収支額で1201万5641円の黒字となりました。市税収入については、前年度に比べ、1億3753万862円の減少です。

特別会計は国民健康保険、介護保険、農産物直売事業、交流促進センター事業、下水道事業、農業集落排水事業、一般会計は賛成少数で不認定となり、各特別会計はそ

※集团的自衛権

同盟国が攻撃された際に、自国が攻撃されていなくともいっしょに反撃する権利

それぞれ認定されました。

請願・陳情

集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の撤回を国に求める請願は、多数決で不採択となりました。

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書採択に関する請願が、全員一致で採択されました。

人事案件

人権擁護委員の候補者として、生方弥生氏（上白井）並びに村上賢一氏（村上）を推薦するもので、全員一致で同意されました。

議会の請求に基づく監査結果報告

議会から監査請求の「平成24年度及び平成25年度渋川市道路除雪業務委託契約に係る事項」について監査結果報告が監査委員からあり、作業計画書、監督員指定通知書、現場代理人指定通知書、作業日報及び写真、道路除雪作業報告用紙等の提出が義務付けられている書類の不備や未提出が多く、

適正な証憑書類への改善の指摘がありました。

議員提出議案

地方財政の充実・強化を求める意見書は多数決で可決。義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書及び渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例は、いずれも全員一致で可決されました。

議会委員会条例の一部改正は議員定数の改正等に伴い、構成を4常任委員会から3常任委員会に変更し、予算特別委員会を常任委員会にするものです。



建設中の（仮称）中郷敷島橋

監査結果報告

6月定例会において議会から請求した平成24年度及び平成25年度渋川市道路除雪業務委託契約に係る事項の監査及び結果報告が9月17日に監査委員から受けました。概略は下記のとおりです。

監査結果	
監査項目	結果
1. 道路除雪業務	○群馬県の道路除雪業務を参考に実施されている。
2. 予算編成及び執行	○過去3年間の実績を踏まえ、前年度予算額をベースに、一般財源枠配分方式による1割減額を考慮して編成されている。
3. 契約書約款、仕様書等の関係書類	○平成24年度は提出が義務付けられている書類の未提出が多かったが、平成25年度は改善されている。2月の豪雪による緊急対応でも適切な対応ができるよう検証と改善が必要。
4. 委託料の算定	○平成24年度は業者ごとに異なる契約単価であったが、平成25年度は全事業者同一の契約単価となった。
5. 契約方法	○対象路線の近隣業者を選定対象としているので、契約相手が限定されやすい条件であり、同一業者に委託することはやむを得ない場合もあるが、競争性の発揮も配慮しなければならない。なお、特命随意契約の場合は、明確な業者選定理由を示さなければならない。
6. 事業に対する指導監督	○豪雪時の初動対応の重要性を認識し、指導と作業状況の監督を徹底しなければならない。
7. 事業の履行確認	○作業報告の方法や履行確認の妥当性を検証し、改善すべき点を報告された。
8. 支出負担行為及び支出命令票	○平成24年度は完了報告が3月末日であったが、平成25年度は月々の報告に変更され、迅速な支払いに改善された。

監査の意見

雪害時の道路除雪の問題点、対応策を早急に検証し、次回の道路除雪契約の委託契約を締結するまでに検証結果及び具体的な改善策を報告するよう、道路管理者に対し勧告する。